二十六　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表九の項を次のように改める。

九	削除

表二五の項及び二六の項を次のように改める。

二五	削除
二六	削除

表三九の項を次のように改める。

三九	削除

表四二の項及び四三の項を次のように改める。

四二	削除
四三	削除

表七一の項を次のように改める。

七一	削除

表一一〇の項を次のように改める。

一一〇	削除

表一三〇の項を次のように改める。

一三〇	削除

表一六八の項を次のように改める。

一六八	削除

表一七六の項を次のように改める。

一七六	削除

表二二九の項を次のように改める。

二二九	削除

二十七　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四一の項を次のように改める。

41	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表一四一の項を次のように改める。

141	削除

第一項の表一五八の項を次のように改める。

158	削除

第一項の表二〇四の項を次のように改める。

204	削除

第一項の表二六五の項を次のように改める。

265	削除

第一項の表二七九の項を次のように改める。

279	削除

第一項の表五〇二の項を次のように改める。

502	削除

第一項の表五四八の項を次のように改める。

548	削除

第一項の表五五七の項を次のように改める。

557	削除

第一項の表五六二の項を次のように改める。

562	削除

第一項の表五八二の項を次のように改める。

582	削除

第一項の表八三八の項を次のように改める。

838	削除

第一項の表八八六の項を次のように改める。

886	削除

二十八　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除

第一項の表一六八の項及び一六九の項を次のように改める。

168	削除
169	削除

二十九　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四一の項を次のように改める。

141	削除

三十　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。